

第4回 早島町上下水道料金等審議会

(1) 料金表の確定・料金改定時期の検討

令和8年2月9日

早島町庁舎3階全員協議会室

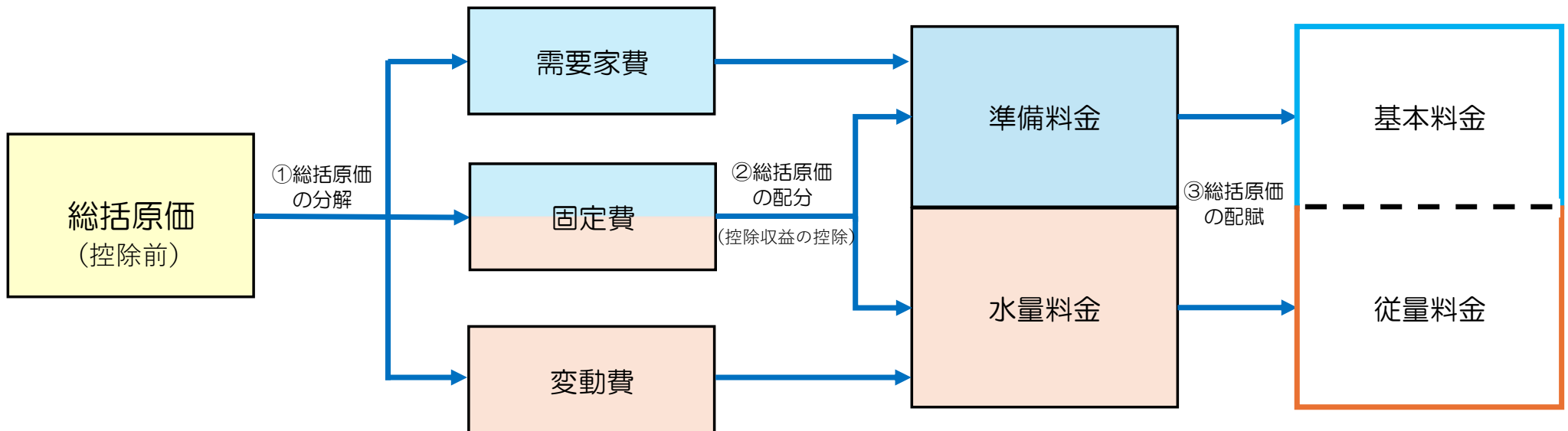
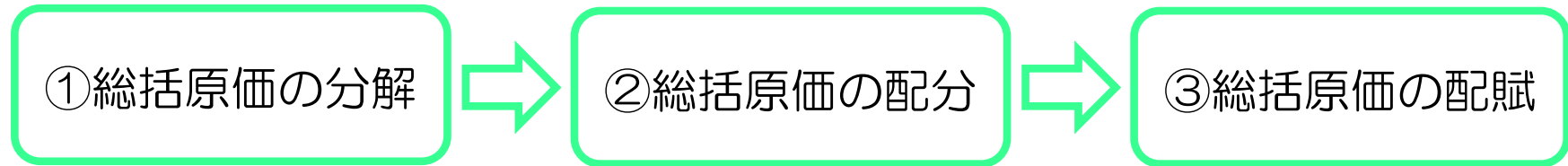
目次

1. 前回の振り返り
2. 料金表の確定
3. 料金改定時期の検討

1. 前回の振り返り 【料金体系の設定】

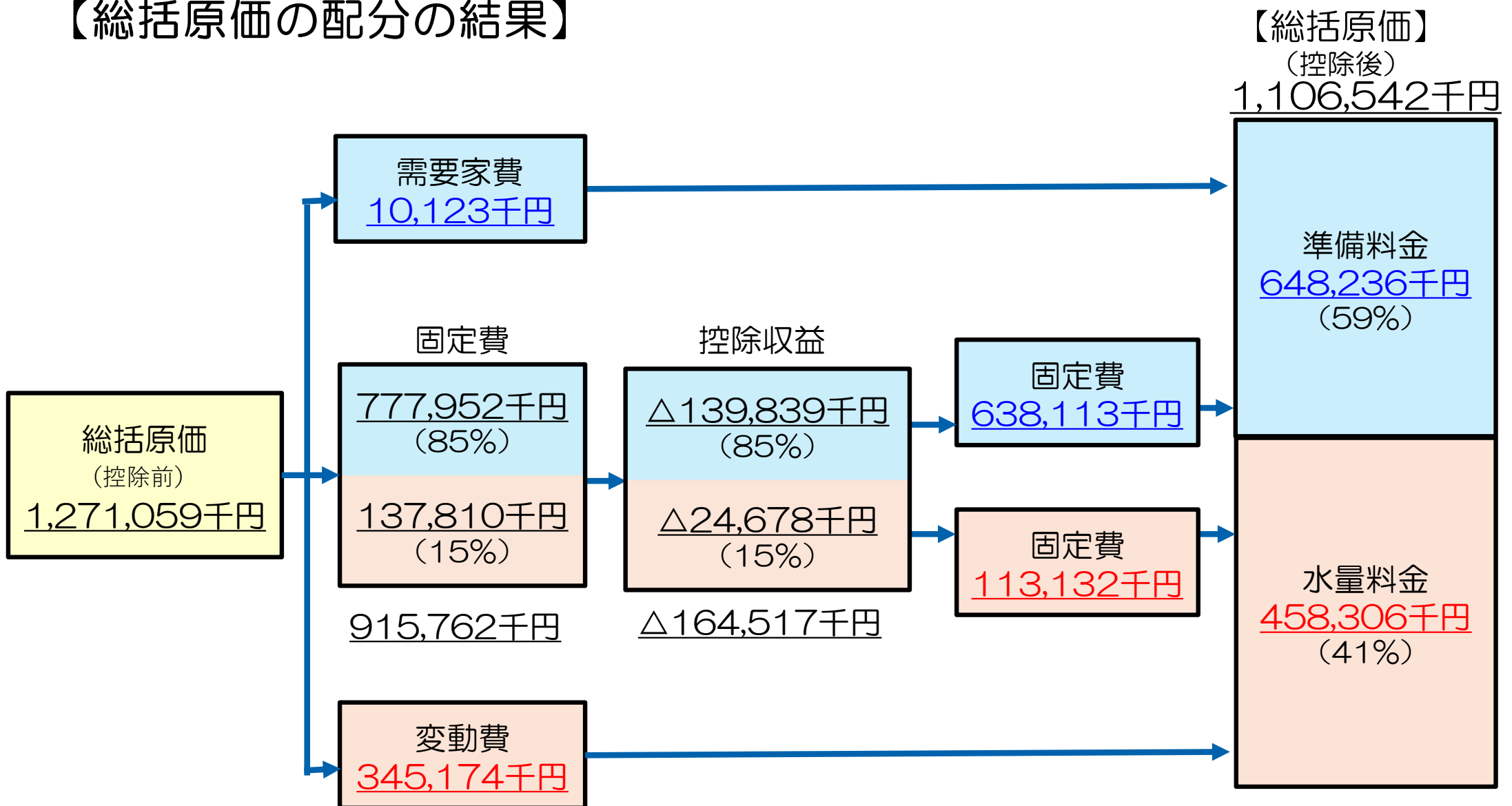
【全体フロー】

- ①総括原価の分解：総括原価を性質ごとに、需要家費、固定費、変動費に分解する。
 - ②総括原価の配分：需要家費、固定費、変動費を準備料金（固定的な料金）、水量料金（変動的な料金）に配分する。
 - ③総括原価の配賦：準備料金を基本料金に、水量料金を従量料金に配賦する。
- ※急激な変動を緩和するため、適当な緩和措置を講ずることができる。



1. 前回の振り返り 【総括原価の配分の結果】

【総括原価の配分の結果】

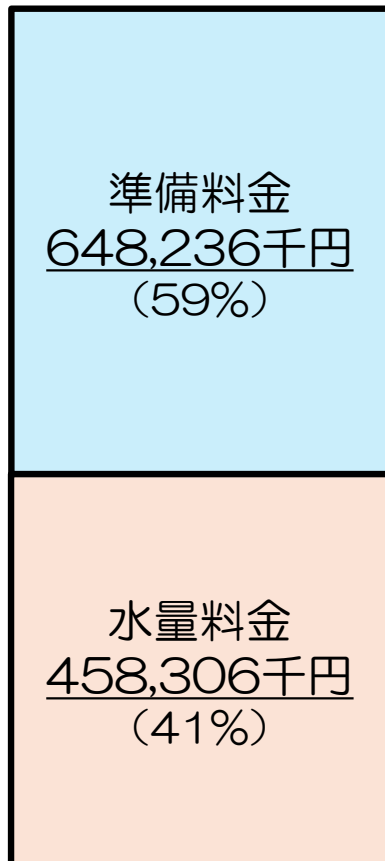


1. 前回の振り返り 【総括原価の配分割合の現状】

総括原価を配分した結果、基本的な考え方に基づく配分割合と比較して、
現行料金では基本料金による収入割合が低い状況です。

【総括原価の配分結果】

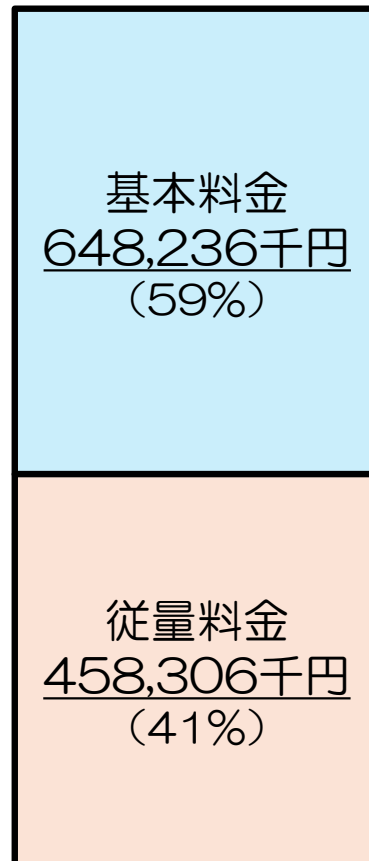
1,106,542千円



配賦

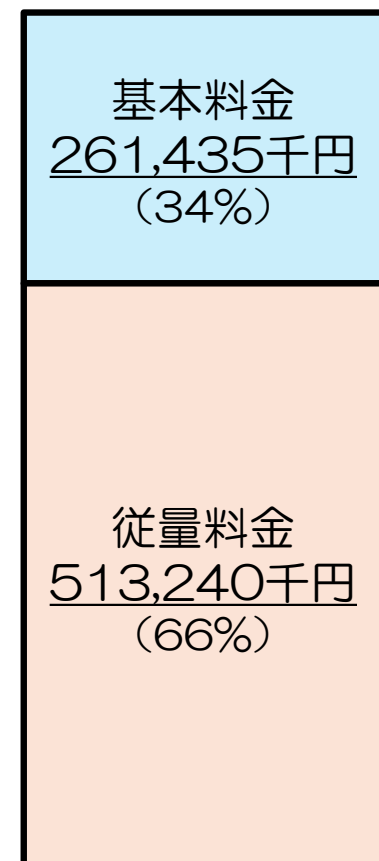
【基本的な配分】

1,106,542千円



【現行料金収入の配分状況】

774,675千円



1. 前回の振り返り 【総括原価の配賦の基本的考え方】

【総括原価の配賦の基本的考え方】

総括原価の配分結果により、準備料金を基本料金に、水量料金を従量料金に配賦するが、急激な変動を緩和することも念頭に置き、次のケース①～④を検討しています。（料金平均改定率 43% 相当）

改定案①：基本料金も従量料金もほぼ同じ改定率とする場合
（基本料金改定率 42.90%、従量料金改定率 43.10%）

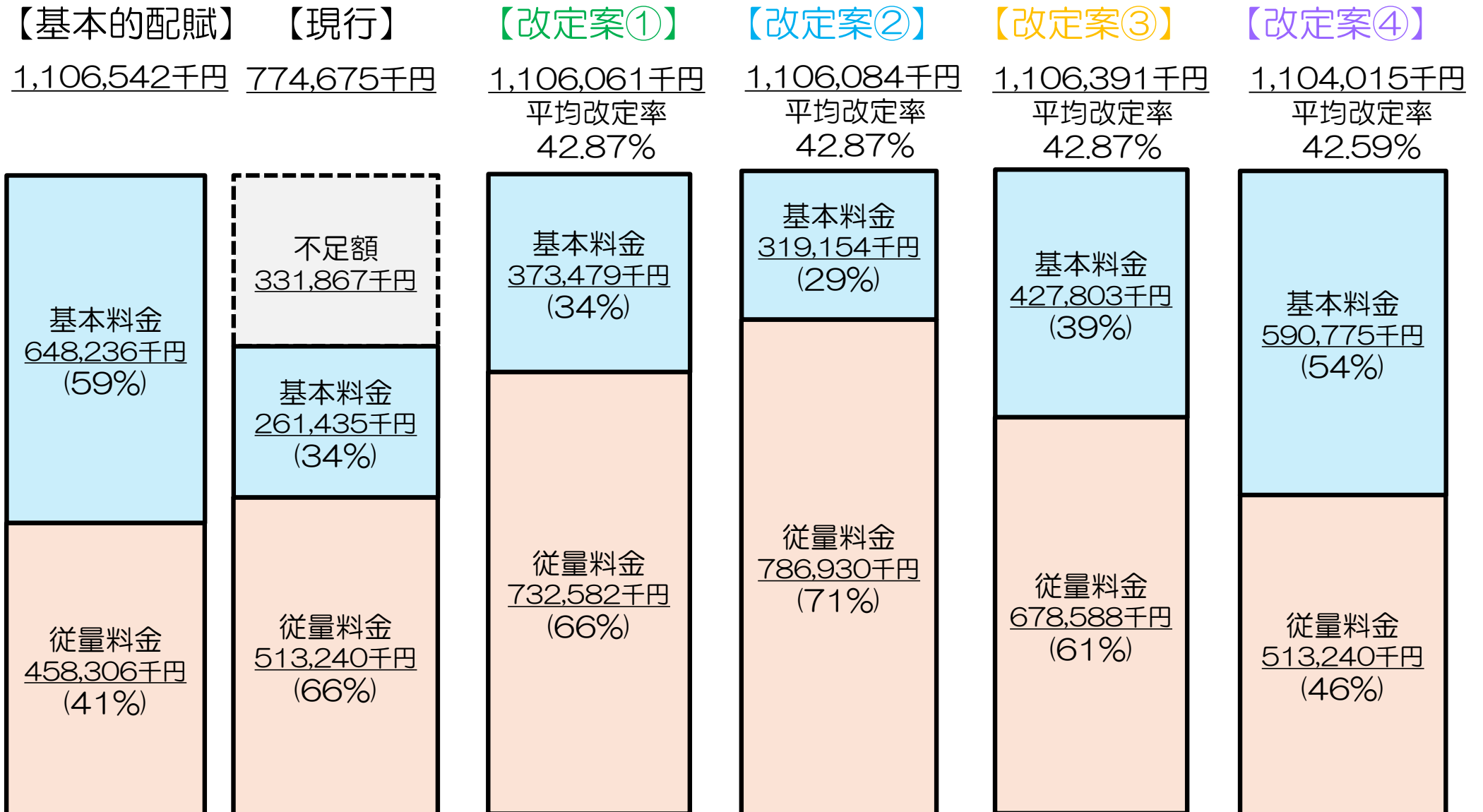
改定案②：基本料金の改定率を抑え、従量料金の改定率を高くした場合
（基本料金改定率 22.08%、従量料金改定率 53.44%）

改定案③：基本料金の改定率を高くし、従量料金の改定率を抑える場合
（基本料金改定率 63.70%、従量料金改定率 32.44%）

改定案④：基本料金のみ改定し、従量料金は改定しない場合
（基本料金改定率 125.91%、従量料金改定率 0%）

※端数処理の関係で改定率が変動しています。

1. 前回の振り返り 【改定案ごとの総括原価の配賦】



※端数処理の関係で平均改定率が変動しています。

1. 前回の振り返り 【改定案ごとの水道料金】

【水道料金の改定案（1ヶ月_税抜）】

(税抜き)

	使用水量 (1ヶ月分)	現行 ア	改定案① 平均：42.87% 基本：42.90% 従量：43.10%		改定案② 平均：42.87% 基本：22.08% 従量：53.44%		改定案③ 平均：42.87% 基本：63.70% 従量：32.44%		改定案④ 平均：42.59% 基本：125.91% 従量：0%	
			改定額 イ	増減額 イ-ア	改定額 ウ	増減額 ウ-ア	改定額 エ	増減額 エ-ア	改定額 オ	増減額 オ-ア
基本料金	0~10m ³	770 円	1,100 円	330 円	940 円	170 円	1,260 円	490 円	1,740 円	970 円
従量料金	11~30m ³	103 円	147 円	44 円	158 円	55 円	136 円	33 円	103 円	0 円
	31~50m ³	117 円	167 円	50 円	180 円	63 円	155 円	38 円	117 円	0 円
	51~100m ³	131 円	187 円	56 円	201 円	70 円	173 円	42 円	131 円	0 円
	101m ³ ~	145 円	207 円	62 円	222 円	77 円	192 円	47 円	145 円	0 円
臨時用	1m ³ につき	262 円	374 円	112 円	374 円	112 円	374 円	112 円	374 円	112 円

※計算方法（例）

改定案① 基本料金 770円（現行） × 1.4290 = 1,100円
 従量料金 103円（現行） × 1.4310 = 147円
 117円（現行） × 1.4310 = 167円
 131円（現行） × 1.4310 = 187円
 145円（現行） × 1.4310 = 207円

1. 前回の振り返り 【改定案ごとの水道料金比較】

【県内市町村の水道料金比較（2ヶ月_税込）】

小口径（φ13mm）								中口径（φ50mm）							
20m ³		40m ³		60m ³		100m ³		100m ³		200m ³		500m ³		1,000m ³	
奈義町	4,600	勝央町	9,020	勝央町	13,860	勝央町	23,980	吉備中央町	52,140	岡山市 ^{※2}	68,442	岡山市 ^{※2}	146,982	岡山市 ^{※2}	288,882
鏡野町	4,400	鏡野町	8,800	真庭市	13,200	新見市	22,770	岡山市 ^{※2}	42,262	笠岡市	62,040	津山市	133,210	勝央町	270,380
勝央町	4,400	奈義町	8,780	鏡野町	13,200	真庭市	22,440	笠岡市	38,940	高梁市	54,340	勝央町	132,880	津山市	267,960
笠岡市	4,356	吉備中央町	8,602	奈義町	13,170	奈義町	22,370	備前市	36,014	津山市	52,360	笠岡市	131,340	吉備中央町	264,440
吉備中央町	4,312	真庭市	8,580	新見市	13,090	鏡野町	22,000	高梁市	34,040	吉備中央町	52,140	吉備中央町	129,690	奈義町	248,410
美作市	4,180	笠岡市	8,536	吉備中央町	12,892	笠岡市	21,956	浅口市	28,940	備前市	51,414	奈義町	122,910	笠岡市	246,840
高梁市	4,060	美作市	8,360	笠岡市	12,716	吉備中央町	21,472	津山市	27,610	勝央町	50,380	赤磐市	121,032	赤磐市	244,232
真庭市	3,960	新見市	8,250	美作市	12,540	津山市	21,450	里庄町	26,400	奈義町	47,610	新見市	120,186	新見市	241,186
早島町④	3,828	高梁市	8,120	高梁市	12,180	美作市	20,900	瀬戸内市	24,640	新見市	47,586	真庭市	115,324	早島町②	234,410
瀬戸内市	3,784	瀬戸内市	7,524	美咲町	11,660	美咲町	20,460	赤磐市	24,012	浅口市	47,420	高梁市	115,240	真庭市	230,824
浅口市	3,780	浅口市	7,370	津山市	11,550	高梁市	20,300	勝央町	23,980	赤磐市	47,112	瀬戸内市	112,640	矢掛町	226,446
赤磐市	3,516	矢掛町	7,326	瀬戸内市	11,264	矢掛町	19,536	奈義町	23,610	瀬戸内市	46,640	早島町②	112,310	瀬戸内市	222,640
矢掛町	3,476	美咲町	7,260	矢掛町	11,176	井原市	19,272	新見市	23,386	真庭市	46,024	矢掛町	110,946	鏡野町	220,000
里庄町	3,410	赤磐市	7,190	井原市	11,176	岡山市 ^{※2}	18,942	真庭市	22,924	鏡野町	44,000	鏡野町	110,000	早島町①	218,966
津山市	3,410	津山市	7,150	浅口市	10,950	瀬戸内市	18,744	鏡野町	22,000	里庄町	44,000	美咲町	108,460	美咲町	218,460
新見市	3,410	井原市	7,128	赤磐市	10,864	赤磐市	18,652	総社市	21,560	矢掛町	42,746	早島町①	105,116	高梁市	216,740
美咲町	3,300	里庄町	6,930	里庄町	10,450	浅口市	18,120	矢掛町	21,296	美咲町	42,460	美作市	104,500	美作市	209,000
井原市	3,080	早島町④	6,094	岡山市 ^{※2}	9,834	里庄町	17,490	美作市	20,900	美作市	41,800	浅口市	102,860	倉敷市 ^{※1}	204,175
早島町③	2,772	岡山市 ^{※2}	5,940	早島町②	9,020	早島町②	16,940	美咲町	20,460	井原市	39,512	備前市	100,914	早島町③	203,566
総社市	2,640	早島町③	5,764	早島町①	8,888	早島町①	16,236	井原市	19,272	早島町②	39,050	井原市	100,232	井原市	201,432
岡山市 ^{※2}	2,618	早島町①	5,654	早島町③	8,756	倉敷市 ^{※1}	15,745	早島町②	16,940	総社市	37,290	倉敷市 ^{※1}	98,025	浅口市	195,260
和気町	2,544	早島町②	5,544	倉敷市 ^{※1}	8,661	早島町③	15,576	早島町①	16,236	早島町①	36,806	早島町③	97,966	里庄町	184,800
備前市	2,464	備前市	5,544	備前市	8,624	備前市	14,784	倉敷市 ^{※1}	15,745	早島町③	34,606	里庄町	96,800	備前市	183,414
早島町①	2,420	総社市	5,500	早島町④	8,360	総社市	14,080	早島町③	15,576	倉敷市 ^{※1}	34,335	総社市	84,480	総社市	163,130
倉敷市 ^{※1}	2,391	倉敷市 ^{※1}	5,317	総社市	8,360	早島町④	13,508	玉野市	14,234	和気町	28,728	早島町④	75,768	早島町④	155,518
早島町②	2,068	和気町	5,224	和気町	7,904	和気町	13,264	和気町	14,228	玉野市	28,534	早島町	73,634	早島町	153,384
玉野市	1,716	玉野市	4,356	玉野市	6,996	玉野市	12,276	早島町④	13,508	早島町④	27,918	和気町	72,228	和気町	144,728
早島町	1,694	早島町	3,960	早島町	6,226	早島町	11,374	早島町	11,374	早島町	25,784	玉野市	71,434	玉野市	142,934

R7年4月1日時点

※1) 倉敷市はR8年3月、4月検針分からの改定額

※2) 岡山市はR8年4月、5月検針分からの改定額

類似団体 里庄町
 勝央町

改定案①：基本料金と従量料金もほぼ同じ改定率とする場合
 改定案②：基本料金の改定率を抑え、従量料金の改定率を高くした場合
 改定案③：基本料金の改定率を高くし、従量料金の改定率を抑える場合
 改定案④：基本料金のみ改定し、従量料金は改定しない場合

1. 前回の振り返り 【料金体系の設定】

意見の総括

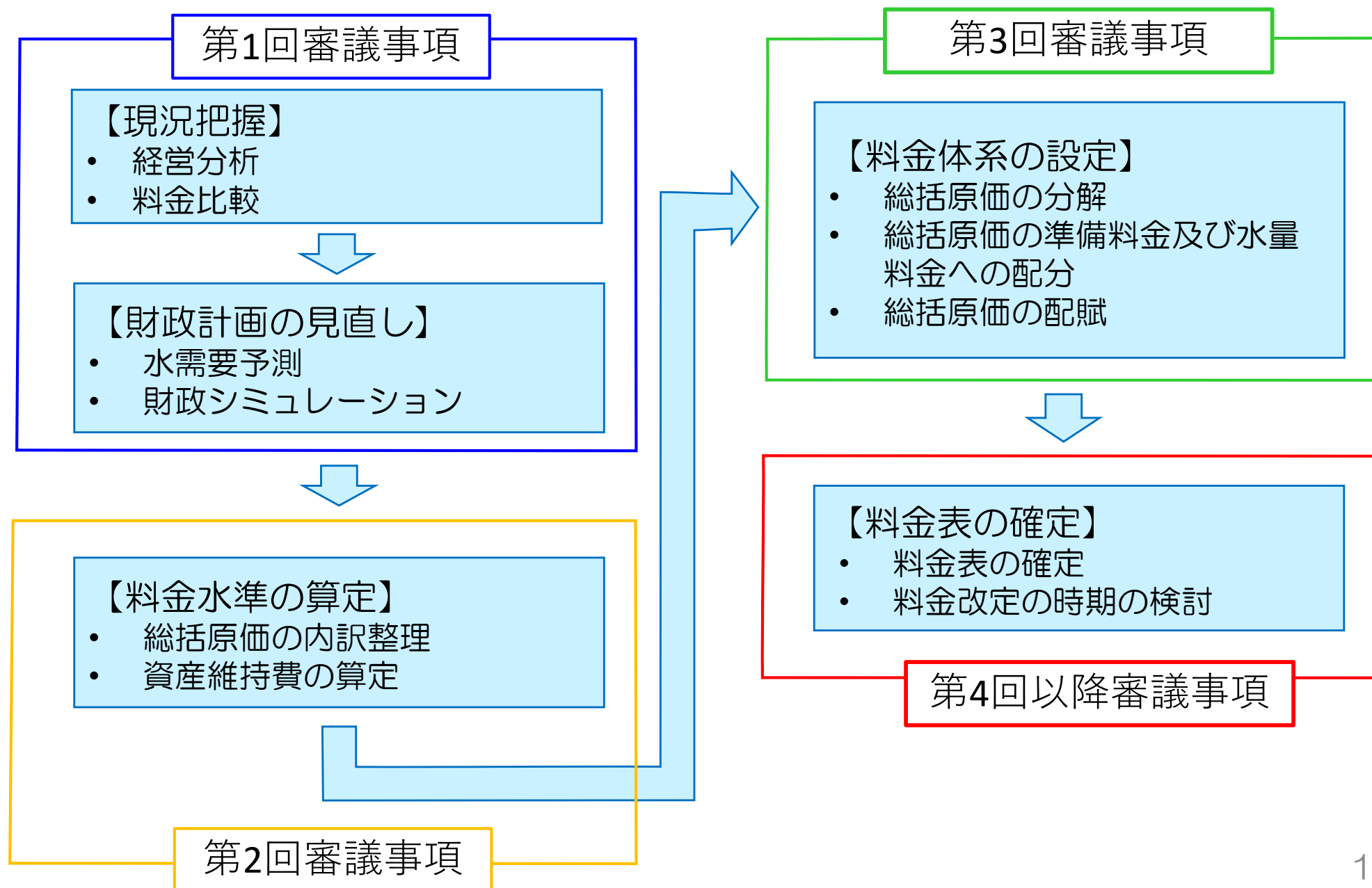
- 改定案④は、基本料金のみを大幅に引き上げる改定案であり、**単身高齢者や使用水量の少ない世帯の負担が大きくなり過ぎる**ため、**適当ではない**。
- 改定案②は、基本料金が最も安い改定案だが、**収入が使用水量に左右されやすく、固定費を賄うための財源が不安定になる**ため、**適当ではない**。
- 改定案①と③は大きな違いがないが、改定案①は、**使用水量が多い方の負担が類似団体の里庄町と比較して大きくなりすぎる懸念**がある。一方、改定案③は、**財政の安定性が高く、使用水量の多寡にかかわらず負担のバランスが良い**ため、**改定案①より改定案③の方が適当である**。

料金体系の設定

改定案③を採用する。

- **基本料金の改定率を高くし、従量料金の改定率を抑える。**
- **平均改定率 42.87%**
- **基本料金改定率 63.70%、従量料金改定率 32.44%**

1. 前回の振り返り【水道料金の算定フロー】



2. 料金表の確定

【水道料金表の改定】

用途	区分	使用水量	(税抜)	
			料金 (改定前)	料金 (改定後)
家事営業用	基本料金	1箇月 10m ³ まで	770円	1,260円
	超過料金 1m ³ につき	1箇月 10m ³ を超え30m ³ まで	103円	136円
		1箇月 30m ³ を超え50m ³ まで	117円	155円
		1箇月 50m ³ を超え100m ³ まで	131円	173円
		1箇月 100m ³ を超えるもの	145円	192円
臨時用		1m ³ につき	262円	374円

2. 料金表の確定

【現行と改定後の水道料金の比較】

使用量 (m3)	現行料金 (円)	新料金 (円)	差 (円)
0~20	1,694	2,772	1,078
21	1,807	2,921	1,114
22	1,920	3,071	1,151
23	2,033	3,220	1,187
24	2,147	3,370	1,223
25	2,260	3,520	1,260
26	2,373	3,669	1,296
27	2,487	3,819	1,332
28	2,600	3,968	1,368
29	2,713	4,118	1,405
30	2,827	4,268	1,441
31	2,940	4,417	1,477
32	3,053	4,567	1,514
33	3,166	4,716	1,550
34	3,280	4,866	1,586
35	3,393	5,016	1,623
36	3,506	5,165	1,659
37	3,620	5,315	1,695

使用量 (m3)	現行料金 (円)	新料金 (円)	差 (円)
38	3,733	5,464	1,731
39	3,846	5,614	1,768
40	3,960	5,764	1,804
41	4,073	5,913	1,840
42	4,186	6,063	1,877
43	4,299	6,212	1,913
44	4,413	6,362	1,949
45	4,526	6,512	1,986
46	4,639	6,661	2,022
47	4,753	6,811	2,058
48	4,866	6,960	2,094
49	4,979	7,110	2,131
50	5,093	7,260	2,167
51	5,206	7,409	2,203
52	5,319	7,559	2,240
53	5,432	7,708	2,276
54	5,546	7,858	2,312
55	5,659	8,008	2,349

(2ヶ月、税込)

使用量 (m3)	現行料金 (円)	新料金 (円)	差 (円)
56	5,772	8,157	2,385
57	5,886	8,307	2,421
58	5,999	8,456	2,457
59	6,112	8,606	2,494
60	6,226	8,756	2,530
70	7,513	10,461	2,948
80	8,800	12,166	3,366
90	10,087	13,871	3,784
100	11,374	15,576	4,202
200	25,784	34,606	8,822
300	41,734	55,726	13,992
400	57,684	76,846	19,162
500	73,634	97,966	24,332
1,000	153,384	203,566	50,182

【参考】厚生労働省（令和5年）調べでは、1日に使用する水量を1人当りに換算すると約230リットル
 となっています。

これを基に2ヶ月、4人世帯で算出すると約55m3の使用水量となります。

2. 料金表の確定

【現行と改定後の料金比較（下水道使用料を含む）】 (2ヶ月、税込)

使用量 (m3)	上水道 (円)	下水道 (円)	合計 (円)
0~20	2,772 (1,694)	2,626	5,398 (4,320)
21	2,921 (1,807)	2,781	5,702 (4,588)
22	3,071 (1,920)	2,937	6,008 (4,857)
23	3,220 (2,033)	3,092	6,312 (5,125)
24	3,370 (2,147)	3,247	6,617 (5,394)
25	3,520 (2,260)	3,402	6,922 (5,662)
26	3,669 (2,373)	3,557	7,226 (5,930)
27	3,819 (2,487)	3,712	7,531 (6,199)
28	3,968 (2,600)	3,867	7,835 (6,467)
29	4,118 (2,713)	4,022	8,140 (6,735)
30	4,268 (2,827)	4,177	8,445 (7,004)
31	4,417 (2,940)	4,332	8,749 (7,272)
32	4,567 (3,053)	4,488	9,055 (7,541)
33	4,716 (3,166)	4,643	9,359 (7,809)
34	4,866 (3,280)	4,798	9,664 (8,078)
35	5,016 (3,393)	4,953	9,969 (8,346)
36	5,165 (3,506)	5,108	10,273 (8,614)
37	5,315 (3,620)	5,263	10,578 (8,883)

使用量 (m3)	上水道 (円)	下水道 (円)	合計 (円)
38	5,464 (3,733)	5,418	10,882 (9,151)
39	5,614 (3,846)	5,573	11,187 (9,419)
40	5,764 (3,960)	5,728	11,492 (9,688)
41	5,913 (4,073)	5,945	11,858 (10,018)
42	6,063 (4,186)	6,162	12,225 (10,348)
43	6,212 (4,299)	6,378	12,590 (10,677)
44	6,362 (4,413)	6,595	12,957 (11,008)
45	6,512 (4,526)	6,812	13,324 (11,338)
46	6,661 (4,639)	7,029	13,690 (11,668)
47	6,811 (4,753)	7,245	14,056 (11,998)
48	6,960 (4,866)	7,462	14,422 (12,328)
49	7,110 (4,979)	7,679	14,789 (12,658)
50	7,260 (5,093)	7,895	15,155 (12,988)
51	7,409 (5,206)	8,112	15,521 (13,318)
52	7,559 (5,319)	8,329	15,888 (13,648)
53	7,708 (5,432)	8,545	16,253 (13,977)
54	7,858 (5,546)	8,762	16,620 (14,308)
55	8,008 (5,659)	8,979	16,987 (14,638)

使用量 (m3)	上水道 (円)	下水道 (円)	合計 (円)
56	8,157 (5,772)	9,196	17,353 (14,968)
57	8,307 (5,886)	9,412	17,719 (15,298)
58	8,456 (5,999)	9,629	18,085 (15,628)
59	8,606 (6,112)	9,846	18,452 (15,958)
60	8,756 (6,226)	10,062	18,818 (16,288)
70	10,461 (7,513)	12,229	22,690 (19,742)
80	12,166 (8,800)	14,396	26,562 (23,196)
90	13,871 (10,087)	16,563	30,434 (26,650)
100	15,576 (11,374)	18,730	34,306 (30,104)
200	34,606 (25,784)	46,340	80,946 (72,124)
300	55,726 (41,734)	73,950	129,676 (115,684)
400	76,846 (57,684)	101,560	178,406 (159,244)
500	97,966 (73,634)	129,170	227,136 (202,804)
1,000	203,566 (153,384)	267,220	470,786 (420,604)

※ () は現行料金
 ※下水道使用料は変更なし

3.料金改定時期の検討

【料金改定時期の検討】

令和8年度第5期（9月中旬～11月中旬使用分）からの料金改定を想定します。

期日	1期	2期	3期	4期	5期	6期
使用期間	令和8年1月中旬から 令和8年3月中旬まで	令和8年3月中旬から 令和8年5月中旬まで	令和8年5月中旬から 令和8年7月中旬まで	令和8年7月中旬から 令和8年9月中旬まで	令和8年9月中旬から 令和8年11月中旬まで	令和8年11月中旬から 令和9年1月中旬まで
検針期間	令和8年3月中旬	令和8年5月中旬	令和8年7月中旬	令和8年9月中旬	令和8年11月中旬	令和9年1月中旬
納付期日	令和8年4月末	令和8年6月末	令和8年8月末	令和8年10月末	令和8年12月末	令和9年2月末
新旧料金	旧料金				新料金	
物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金 (予定)	水道基本料金減免措置(予定)					
議会への上程	▲水道料金改定のため 早島町水道使用条例の 改正について6月議会 へ上程					

◎周知方法

- ・ 広報紙・ホームページへ掲載、
- ・ SNS『LINE・X（旧Twitter）』へ掲載
- ・ チラシの戸別配布、
- ・ 検針お知らせ票への掲載